

第2回 大竹市まちづくり基本構想策定審議会【書面審議に係る記録】

1 書面審議の実施に係る経緯

- (1) 令和2年12月11日（金）に発表の広島県・広島市「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」の方針に関し、本市として直ちに特別の対策を講じることはないものの、今後の状況次第では全県での対策・対応も視野に入中、会議の開催に関しては、感染予防の観点から、真に緊急性が高い又は実地で行う必要性が高いもの以外は、可能な限り「3密」を避け、非接触で行われることが望ましいと判断した。
- (2) 上記(1)の具体的な対応としては、リモートによる会議の開催も考えられるが、オンライン環境が十分でない又は慣れていない等、委員によっては対応が困難な可能性もあり、会議の円滑な進行の確保という点からは課題があった。
- (3) 以上を踏まえ、第2回の審議会を書面審議により開催することとしたものである。

2 書面審議の流れ

- (1) 令和2年12月14日付けで、書面審議での開催を決定。（大竹市附属機関設置に関する条例第12条の委任規定を適用）
- (2) 令和2年12月16日付けで、各委員に書面審議による開催通知及び審議資料を送付。
- (3) 令和2年12月23日までに、各委員から書面で意見提出。（全委員提出済み）
- (4) 取りまとめた意見の基本構想への反映方法等について、大竹市まちづくり基本構想等策定本部にて協議。（次回審議会に修正案を提出予定。）

3 委員

別紙1 大竹市まちづくり基本構想策定審議会・委員名簿のとおり。

4 審議資料

- ・資料1 大竹市まちづくり基本構想（素案） 第1回会議からの修正・変更点
- ・資料2 大竹市まちづくり基本構想（素案）
- ・参考資料 パブリックコメント（意見募集）の意見と回答
- ・意見記入用紙

5 各委員からの意見及び基本構想への反映

別紙2 第2回大竹市まちづくり基本構想策定審議会（書面審議）委員からの意見のとおり。